

★よくあるご質問★

【契約申込編】

	質 問	回 答
1	契約申込に必要な書類について教えてください。	契約申込書（要綱別紙6-1）に、以下の書類を添付して提出してください。 ①金銭消費貸借契約書の写し ②償還年次表 ③単位期間ごとの利子補給金の額の計算表 ※上記以外にも審査にあたり必要と認める書類の提出を求めることがあります。
2	契約申込の申請期限について教えてください。	国の予算成立日から5営業日以内に厚生労働省へ契約申込書を提出してください。 契約申込書の日付も同様に、予算成立日から5営業日以内の日付を記入してください。 例：予算成立が3月22日（月）の場合、5営業日以内である3月28日（月）の間の日付で提出が必要となります。
3	昨年度に契約を締結したのですが、今年度も同じように契約申込書を提出する必要がありますか。	利子補給を受けるためには、毎年度ごとに契約を締結する必要がありますので、契約申込書を提出いただきますようお願いいたします。
4	契約申込後の流れについて教えてください。	契約申込後の流れは以下となります。指定金融機関にて作業頂くのは④及び⑤となります。 ①厚生労働省にて契約申込書を審査。 ②厚生労働省にて利子補給契約書の原案を作成。 ③厚生労働省から指定金融機関宛てに②をメール送付。 ④指定金融機関にて利子補給契約書2部ともに押印。 ⑤指定金融機関から押印済の利子補給契約書2部を厚生労働省へ送付。 ⑥厚生労働省にて利子補給契約書2部ともに押印。 ⑦厚生労働省にて利子補給契約書1部を指定金融機関へ送付。

【変更手続編】

5	指定金融機関の名称、代表者、所在地等が変更となった場合はどうすればよいですか。	金融機関の名称、代表者、所在地等に変更があった場合、別紙13の提出が必要となりますので <u>登記後完了後、速やかに提出ください。</u> その際、変更事項を証明できる資料として、 <u>変更前後の内容が確認できる登記事項証明書（コピー可）などを参考資料として添付してください。</u>
6	利子補給事業所の名称、代表者、所在地等が変更となった場合はどうすればよいですか。	利子補給事業所の場合は、 <u>報告の必要はありません。</u>

【各種報告編】

7	利子補給期間が終了したら提出する書類はありますか。	内容により報告する書類が異なります。 ① 利子補給期間が終了したら →事業状況報告書（要綱別紙14）を <u>期間終了後10日以内</u> に提出してください。 →また、事業効果報告書（要綱別紙17）も併せて提出してください。 ② 事業者が実施する事業（工場の建設など）が完了したら →事業実績報告書（要綱別紙16）を <u>事業完了後速やか</u> に提出してください。
8	事業効果報告書（要綱別紙17）について教えてください。	指定金融機関は、誓約内容を達成したとき、又は利子補給期間が終了したときは、速やかに報告を行う必要があります。 記載に際しては、誓約内容の進捗状況について詳細に記載してください。また、参考資料として、以下の資料を添付してください。 ① 対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書等 ② 対象労働者の賃金台帳等（雇入れ後6か月分） ③ 対象労働者の出勤簿等出勤状況が確認できる書類（雇入れ後6か月分） ④ 推薦事業者に雇用される、長期雇用を前提とした労働者の待遇を確認できる書類（労働協約又は就業規則等）

【支給申請編】

9	支給申請に必要な書類について教えてください。	支給申請書（要綱別紙9）に、以下の書類を添付して提出してください。 ①金銭消費貸借契約書の写し ②償還年次表 ③契約の貸付条件どおりに償還が行われていることがわかる書類 ④要件確認申立書（要綱別添8） ⑤調整後の利子補給金の額の計算表（要綱別添7） ⑥雇用創造効果が確認できる書類 ※上記以外にも審査にあたり必要と認める書類の提出を求めています。
10	雇用創造効果が確認できる書類とは、具体的にどのような書類でしょうか。	以下の書類をご用意ください。 ・融資日以降に雇い入れた労働者全員分（提出済のものを除く）の雇入れが確認できる書類（労働条件通知書又は雇用契約書） ・<u>基準日以降の日付の事業所別被保険者台帳</u> なお、融資日以降に雇い入れた労働者が有期雇用労働者の場合は、試用期間も含めて6か月以上の雇用期間が必要です。 事業所別被保険者台帳は事業所を管轄するハローワークで交付を受けてください。
11	支給申請の申請期限について教えてください。	以下の期間内に厚生労働省へ支給申請書および添付資料を提出してください。 第1回支給申請…8月21日～8月30日 第2回支給申請…2月21日～3月2日
12	利子補給金はいつ振り込まれますか。	利子補給金の振り込み日は、毎年、以下の日付で振り込まれる予定です。 第1回支給申請…9月29日 第2回支給申請…3月28日 支給日が行政機関の休日の場合は、行政機関の休日の翌日が振り込み日となります。
13	利子補給金を受け取る口座はどの口座でも良いのでしょうか。	利子補給金を受け取る口座については、どの口座でもご指定いただけます。支給申請書（要綱別紙9）に振り込みを希望する口座の金融機関名・店舗名・預金の種別・口座番号・預金名義をご記入ください。

14	雇用創造効果が明らかにゼロとなる見込みですが、必ず支給申請を行わなければなりません。	支給申請前に雇用創造効果がゼロとなること（利子補給金の不支給）が明らかである場合、必ずしも支給申請を行う必要はありません。その場合、支給申請期間中に①支給申請を行わない旨と②その理由を厚生労働省地域雇用対策課雇用創出係あて（sousyutsu@mhlw.go.jp）メールにてお知らせください。
15	利子補給金支給申請にかかる書類等はいつまで保存する必要がありますか。	会計帳簿及び収支に関する証拠書類は、利子補給金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存してください。